

FRBによる大口エクスポージャー規制の提案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 米国FRBは2016年3月、総資産500億ドル以上の銀行持株会社に対するシングル・カウンターパーティ与信制限（SCCL）の規則提案を公表した。これは、FRBがすでに提示していたSCCLの規則提案に対するパブリック・コメントに加えて、2014年4月のバーゼル委員会による大口エクスポージャー規制の最終規則を踏まえて再提案されたものである。SCCLは、総資産500億ドル以上の米国の銀行持株会社に加えて、一定の要件を満たす米国で業務を展開する外国銀行にも適用される見通しである。
2. 米国の銀行持株会社については、①連結総資産2,500億ドル未満かつオンバランス海外エクスポージャー100億ドル未満の対象会社、②連結総資産2,500億ドル以上またはオンバランス海外エクスポージャー100億ドル以上の対象会社（G-SIBsを除く）、③G-SIBsの3つのカテゴリーに区分され、総資産等の規模が大きくなるにつれてより厳格なSCCLが適用される仕組みである。例えば、米国のG-SIBsが、G-SIBsやFRB監督ノンバンクをカウンターパーティとする場合にはバーゼル基準と同様、Tier1資本の15%という厳格なSCCLが適用される。
3. SCCL規則は、米国で業務を行う連結総資産500億ドル以上の外国銀行組織（FBO）または米国中間持株会社（IHC）にも適用される。米国の銀行持株会社と同様、3つのカテゴリーに区分され、総資産等の規模が大きくなるに伴ってより厳格なSCCLが適用される仕組みである。
4. SCCL規則について懸念される点として、バーゼル基準と同様、G-SIBs間のエクスポージャーの制限がTier1資本の25%から15%に厳格化されることが挙げられる。その結果、G-SIBsは取引規模を縮小する可能性があり、ひいては市場流動性に影響することも考えられる。なお、バーゼル委員会は集中清算機関（CCP）向けエクスポージャーを規制の対象とするか否かについて2016年までに結論を出すことにしているが、SCCL規則はバーゼル委員会に先だってCCP向けエクスポージャーを規制の対象から外すことを明らかにしている。

I. FRB による規則再提案

連邦準備制度理事会（FRB）は2016年3月4日、総資産500億ドル以上の銀行持株会社に対するシングル・カウンターパーティ与信制限（single-counterparty credit limits; SCCL）の規則提案（notice of proposed rulemaking）を公表した¹。FRBは、2011年12月に米国の銀行持株会社、2012年12月には米国で業務を展開する外国銀行を対象としたSCCL規則の提案を行っている。今般の規則提案は、米国の銀行持株会社、外国銀行に適用するSCCL規則についてFRBが再提案を行ったものである。

2010年7月に成立したドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「ドッド＝フランク法」）は、米国のシステム上重要な金融機関（SIFIs）として、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社、FRB監督下に置かれるノンバンク金融会社（以下、「FRB監督ノンバンク」）に対して厳格なプルーデンス基準を適用することを規定している（165条）。同法165条(e)はエクスポージャー制限（大口エクスポージャー規制）として、対象会社が自己資本の25%を超えて連結外の会社の信用エクスポージャーを保有することを禁じるとともに、米国の金融の安定に対するリスクの削減に必要な場合には、FRB規則の下でより厳格な制限をかけることとしている。FRBが提案するSCCL規則は、165条(e)を根拠とするものである。

2011年12月のFRBによる当初の規則提案では、連結総資産500億ドル以上の米国の銀行持株会社は、①連結外のカウンターパーティに対する自己資本の25%を超える信用エクスポージャーの保有の禁止、②連結総資産5,000億ドル以上の場合には、主要カウンターパーティとして定義される連結総資産5,000億ドル以上の銀行持株会社、外国銀行およびFRB監督ノンバンクに対する自己資本の10%を超える信用エクスポージャーの保有の禁止が提案されていた²。

一方、FRBは2014年2月に米国支店を除く米国内資産が500億ドル以上の外国銀行組織（foreign banking organization; FBO）を対象として、米国に中間持株会社（intermediate holding company; IHC）を設置し、IHCの傘下に米国内子会社（銀行子会社を含む）を集約することを求めるとともに、IHCに厳格なプルーデンス基準を適用するFBO規制を最終化させている。SCCLはFBO規制の最終規則には含まれていないが、FRBが2012年12月に公表したFBO規制の提案の中では、連結総資産500億ドル以上のIHC等を対象に、①カウンターパーティに対する連結自己資本の25%を超える信用エクスポージャーの保有の禁止、②連結総資産5,000億ドル以上のFBOの場合には、主要カウンターパーティに対する連結自己資本の一定比率を超える信用エクスポージャーの保有の禁止が提案されていた³。

¹ Federal Reserve System, “Single-Counterparty Credit Limits for Large Banking Organizations,” Notice of proposed rulemaking, 12 CFR Part 252, Regulation YY; Docket No. R-XXX (<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/boardmeetings/sccl-fr-notice-20160304.pdf>). コメント期限は2016年6月3日。

² SCCLに関する当初の規則提案に関しては、小立敬「国際基準との調和も踏まえた米国SIFI規制」『野村資本市場クォーターリー』2012年冬号を参照。

³ FBOを対象とするSCCLの規則提案に関しては、岩井浩一「FRBによる外国銀行組織に対する新しい監督フレームワーク」『野村資本市場クォーターリー』2013年冬号を参照。

他方、G20 の枠組みの下で実施されている国際的な金融規制改革に目を転じると、バーゼル委員会が2014年4月にバーゼル規制の枠組みにおける大口エクスポージャー規制の最終規則を公表し、各国に対して2019年1月1日までに最終規則の国内適用を図ることを求めている⁴。バーゼル委員会の最終規則は、大口エクスポージャー規制として、①Tier1 資本の25%に制限を設けるとともに、②グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）が他の G-SIBs をカウンターパーティとする場合には、Tier1 資本の15%というより厳格な大口エクスポージャーの制限を図ることを定めている。

今般、FRB が公表した SCCL に関する規則提案は、これまで FRB が提示してきた2つの規則提案に対するパブリック・コメントに加えて、バーゼル委員会による大口エクスポージャー規制の最終規則（以下、「バーゼル基準」）を踏まえて再提案されたものとなっている。以下では、FRB による SCCL 規則の再提案について、米国の銀行持株会社に適用される規制と、一定の要件を満たす外国銀行に適用される規制とに分けて、それらの内容を整理する。

II. 米国銀行持株会社を対象とする SCCL

1. 規模に応じた SCCL の適用

米国の銀行持株会社のうち SCCL 規則の対象会社（covered company）となるのは、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社である⁵。今般の規則提案では、下記のとおり、対象会社を3つのカテゴリーに分けるとともに、総資産等の規模が大きくなるほどより厳格な SCCL を適用する大口エクスポージャー規制の枠組みが提案されている。

- **連結総資産 2,500 億ドル未満かつオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル未満の対象会社**・・・連結外カウンターパーティに対する対象会社の総株式資本・剰余金の25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止
- **連結総資産 2,500 億ドル以上またはオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル以上の対象会社（G-SIBs を除く）**・・・連結外カウンターパーティに対する対象会社の Tier1 資本の25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止
- **G-SIBs**・・・①連結外カウンターパーティが G-SIBs、FRB 監督ノンバンクの場合には Tier1 資本の15%を超える信用エクスポージャーの保有禁止、②その他のカウンターパーティの場合には Tier1 資本の25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止

⁴ Basel Committee on Banking Supervision, “Supervisory Framework for Measuring and Controlling Large Exposures,” Standards, April 2014. その概要に関しては、小立敬「バーゼル委員会による大口エクスポージャー規制に関する最終規則の公表」『野村資本市場クォーターリー』2014年夏号（ウェブサイト版）を参照。

⁵ FRB は FRB 監督ノンバンクを今回の規則提案の対象としてはいないものの、今後、規則もしくは命令によって同様の規制を導入する考えを明らかにしている。

図表 1 米国の対象会社に対するエクスポージャー制限

カテゴリー	エクスポージャー制限
連結総資産2,500億ドル未満かつオンバランス 海外エクスポージャー100億ドル未満	1カウンターパーティに対するネット信用エクスポージャーの集計額が対象会社の総規制資本とローン・リース損失引当金 (ALLL) の合計の25%を超えてはならない
連結総資産2,500億ドル以上かつオンバランス 海外エクスポージャー100億ドル以上(主要対象会社以外の対象会社)	1カウンターパーティに対するネット信用エクスポージャーの集計額が対象会社のTier1の25%を超えてはならない
主要対象会社 (G-SIBs)	①主要カウンターパーティに対するネット信用エクスポージャーの集計額が主要対象会社のTier1の15%を超えてはならない ②その他のカウンターパーティに対するネット信用エクスポージャーの集計額が主要対象会社のTier1の25%を超えてはならない

(注) 規則提案に記載されている表を訳出したもの。

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成

特に、主要対象会社 (major covered company) として規定される G-SIBs には、他の対象会社に比べてより厳格な SCCL が設けられている。この理由について規則提案は、ドッド＝フランク法 165 条の下で適用される厳格なプルーデンス基準は対象会社の性質や業務範囲、規模、スケール、集中度、相互関連性、業務の混在といった要素に応じて規制の厳格さを増していくことが求められていることを挙げている。一方、バーゼル委員会の最終規則においても、G-SIBs についてはカウンターパーティが G-SIBs か非 G-SIBs かで規制の厳格さが異なるものとなっており、バーゼル基準との調和も図られている。

対象会社の 3 つのカテゴリーに関しては、SCCL の計測の際に分母となる適格資本ベースについて異なる定義が用いられていることも特徴である。具体的には、連結総資産が 2,500 億ドル未満の対象会社では、適格資本ベースとして総規制資本とローン・リース損失引当金 (ALLL) の合計で定義される総株式資本・剰余金 (total capital stock and surplus) が利用される。米国の国法銀行は一般に、自己勘定で購入できる投資証券の総額が一債務者当たり株式資本・剰余金の 10% に制限されており、また一債務者当たりの信用供与総額は原則として株主資本・剰余金の 15% に制限されている。エクスポージャーの制限に係る既存規制との調和を図ったものと考えられる。

一方、G-SIBs や G-SIBs 以外の連結総資産 2,500 億ドル以上の対象会社については、Tier1 資本で計測される。システム上重要な金融機関は、ゴーイングコンサーン・ベースで損失吸収が可能な Tier1 資本で計測することが必要との考えに立っている。バーゼル基準においても資本ベースとして Tier1 資本を利用することが定められており、バーゼル基準との調和も図られている。

なお、SCCL 規則は、子会社を含む対象会社の連結ベースで適用されることになるが、対象会社にコントロールされていない投資ファンドや投資ビークルに関して当該ファンド、ビークルのカウンターパーティに対する信用エクスポージャーは、対象会社のエクスポージャーには含まれない。また、対象会社は、子会社の信用エクスポージャーを含め連結ベースで信用エクスポージャーをモニタリングし、コントロールしなければならない。

2. 信用エクスポージャーの対象範囲

(a) カウンターパーティの対象範囲

SCCL 規則の対象となるカウンターパーティとしては、①自然人（個人）、②会社、③州（地方自治体を含む）、④自己資本比率の計測における信用リスクに関する標準的手法において 0%以外のリスク・ウェイトが適用される外国ソブリン・エンティティが規定されている⁶。

すなわち、地方債に加えて、外国ソブリンのうち 0%のリスク・ウェイトの適用を受けないソブリン・エクスポージャーは、SCCL の規制の対象となる。バーゼル基準の下では、ソブリン・エクスポージャーは大口エクスポージャー規制の適用対象外の扱いとなっているのに対して、米国の SCCL 規則では、リスク・ウェイトが 0%ではない外国ソブリン、例えば OECD 非加盟国などのソブリン・エクスポージャーについては、SCCL の制限を受けることになる⁷。

一方、米国政府に加えて、①ファニーメイ、フレディマックが発行し保証する債券等、②日中与信、③適格清算機関（適格 CCP）の取引エクスポージャーについては SCCL の適用除外となる。また、バーゼル基準では、適格 CCP 向けエクスポージャーを規制対象とするか否かについて 2016 年までに結論づける予定となっているが、SCCL 規則はバーゼル基準に先だって適格 CCP 向けエクスポージャーを適用除外としている。

また、カウンターパーティに対するエクスポージャーが対象会社の適格資本ベースの 5%を超える場合、対象会社は、当該カウンターパーティに「経済的に依存（economically interdependent）」する他のカウンターパーティに対するエクスポージャーを当該カウンターパーティのエクスポージャーに加える必要がある。2 つのカウンターパーティの間の経済的依存を判断する基準として、SCCL 規則においては図表 2 を考慮しなければならない。こうしたカウンターパーティの間の経済的依存を考慮することについては、バーゼル基準においても求められる。すなわち、経済的依存を反映させることは、SCCL 規則の下でのエクスポージャーの認識について国際的な大口エクスポージャー規制との調和を図るものとなっている。

さらに、SCCL 規則の下、米国および外国の G-SIBs、FRB 監督ノンバンクは、主要カウンターパーティ（major counterparty）として定義されている。前述のとおり、主要対象会社である G-SIBs のカウンターパーティがこうした主要カウンターパーティである場合、Tier1 資本対比で 15%というより厳格な SCCL が適用される。

⁶ 会社の範囲に関しては、当該会社が、①議決権のある証券クラスの 25%以上をもって、所有、コントロール、保持する法人等、②総資本の 25%以上を所有、コントロールする法人等、または③財務報告上、連結される法人等を含む。

⁷ ドッド＝フランク法が外部格付の規制利用を禁じていることから、米国の規制資本ルール（バーゼルⅢ資本規制）においては、標準的手法の下で外部格付を参照してリスク・ウェイトを設定することが認められていない。外部格付の代わりに、OECD によるカントリーリスク分類（CRC）に基づいてリスク・ウェイトを設定する方式が採用されている。OECD の CRC においては、分類が行われていない国があるが、その場合の対応として米国の規制資本ルールは、所得の高い OECD 加盟国（日本を含む）やユーロ加盟国のリスク・ウェイトを 0%として定める一方、OECD 非加盟国についてはリスク・ウェイトを 100%とする対応を図っている。

図表2 カウンターパーティ間の経済的依存に関する判断基準

考慮すべき項目	
①	1つのカウンターパーティのグロス収入またはグロス支出の50%が、他のカウンターパーティとの取引から得られていること
②	1つのカウンターパーティが、他のカウンターパーティのエクスポージャーの全部または一部を保証しているまたは他の手段を通じて債務を負っており、エクスポージャーに対して支払請求があった場合に保証人がデフォルトするほどかなり十分な額であること
③	1つのカウンターパーティの製造物または産出物のかなりの割合が、他のカウンターパーティに対して、他の顧客に容易に代替できないほど売却されていること
④	1つのカウンターパーティが他のカウンターパーティにローンを提供しており、対象会社に対する支払義務の履行が当該ローンの返済に依存しており、1つのカウンターパーティが対象会社に対する支払債務を履行するための収入源を他にもっていないこと
⑤	1つのカウンターパーティの財務の悪化が、負債の全部または一部の返済ということを通じて他のカウンターパーティの困難を生じること
⑥	2つのカウンターパーティがファンディングの主たる部分が共通であり、ファンディングの共通の提供者がデフォルトした場合に代替的な提供者が見つけれないこと

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成

(b) 信用エクスポージャーの計測

SCCLの対象となるカウンターパーティに対する(グロスの)信用エクスポージャーは、以下のとおり。

- カウンターパーティに対する信用供与(ローンおよび預金、クレジット・ラインを含み、コミットメントのないクレジット・ラインを除く)
- 対象会社とカウンターパーティの間のレポ、リバース・レポ
- 対象会社とカウンターパーティの間の証券貸借取引
- 保証、手形の引受け、L/C(コンファームドL/CまたはスタンドバイL/Cを含む)
- カウンターパーティが発行する証券の購入、投資
- 対象会社とカウンターパーティの間のデリバティブ取引に係る信用エクスポージャー
- 対象会社と第三者との間のクレジット・デリバティブ、エクイティ・デリバティブまたはカウンターパーティが発行した証券を参照資産とする場合の信用エクスポージャー
- FRBが上記と同じ機能を有する取引または類似の取引と定める取引

SCCLを適用する際の信用エクスポージャーは、上記のグロス信用エクスポージャーから、①適格担保、②適格保証、③適格クレジットおよびエクイティ・デリバティブによるヘッジ、④(証券金融取引の場合)バイラテラル・ネットティング・アグリーメントを考慮したネット信用エクスポージャーによって計測される。バーゼル基準と同様、トレーディング目的の証券も規制対象に含まれる。なお、デリバティブ・エクスポージャーについては、バーゼル基準ではカレント・エクスポージャー方式に代わる新たな標準的方式(SA-CCR)が適用されることになっているが、米国ではSA-CCRに係る規則改正がまだ行われていないことから、SA-CCRではなくカレント・エクスポージャー方式で計測することになっている。

また、証券化ビークル、投資ファンドを含む特別目的ビークル(SPV)に対する投資やエクスポージャーの扱いに関しては、バーゼル基準を踏まえて、SPVが保有する個々の資

産の発行者に対するエクスポージャーが Tier1 資本の 0.25%を超えない場合は SPV に対するエクスポージャーを認識し、0.25%を超える場合はルックスルーを通じて SPV が保有する個々の資産に対するエクスポージャーによって把握することになっている。ルックスルーが求められる場合でも個々の資産の発行者が特定できないときは、1 つの「不明なカウンターパーティ (unknown counterparty)」として認識することになる。ただし、SPV のこのような取扱いは、連結総資産 2,500 億ドル未満またはオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル未満の対象会社には適用されない。

III. 外国銀行を対象とする SCCL

1. 規模に応じた SCCL の適用

FRB が提案する SCCL 規則は、一定の要件を満たす米国で業務を展開する外国銀行にも適用される。前述のとおり、2014 年 2 月に FRB は米国で業務を行う連結総資産 500 億ドル以上の FBO を対象とする最終規則を策定した⁸。当該 FBO 規則の下、米国支店を除く米国内資産が 500 億ドル以上の FBO は、米国中間持株会社(U.S. intermediate holding company; IHC)を設置し、IHC には連結ベースで厳格なプルーデンス基準(リスク・ベース資本規制、レバレッジ規制、流動性規制、リスク管理基準を含む)が適用される。また、米国の支店・代理店、子会社を含む外国銀行の統合米国業務(combined U.S. operation)にも一定の厳格なプルーデンス基準が適用される。FRB は、SCCL 規則についても FBO の厳格なプルーデンス基準と同様に米国で業務を行う連結総資産 500 億ドル以上の FBO または IHC に適用することを想定している。

具体的には、FBO を対象とする SCCL 規則は総資産等の規模に応じて 3 つのカテゴリーに分けて適用される。

- **連結総資産 2,500 億ドル未満かつオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル未満の対象会社**・・・連結外カウンターパーティに対する対象会社の総株式資本・剰余金の 25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止
- **連結総資産 2,500 億ドル以上またはオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル以上の対象会社**・・・連結外カウンターパーティに対する対象会社の Tier1 資本の 25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止
- **連結総資産 5,000 億ドル以上の対象会社**・・・①連結外カウンターパーティが主要カウンターパーティの場合には対象会社の Tier1 資本の 15%を超える信用エクスポージャーの保有禁止、②その他のカウンターパーティの場合には対象会社の Tier1 資本の 25%を超える信用エクスポージャーの保有禁止

⁸ FBO 規制については、岩井浩一「FRB により最終化された外国銀行組織へのプルーデンス規制」『野村資本市場クォーターリー』2014 年春号(ウェブサイト版)を参照。

図表3 FBOに対するエクスポージャー制限

カテゴリー	エクスポージャー制限
連結総資産2,500億ドル未満かつオンバランス海外エクスポージャー100億ドル未満のIHCまたはFBO	①IHCのネット信用エクスポージャーの集計値は、IHCの総規制資本に加えてTier2資本に含まれないALLL残高の合計の25%を超えてはならない ②米国統合業務に関するFBOのネット信用エクスポージャーの集計値は、FBOのグローバルな連結ベースのTier1の25%を超えてはならない
連結総資産2,500億ドル以上またはオンバランス海外エクスポージャー100億ドル以上のIHCまたはFBO	①IHCのネット信用エクスポージャーの集計値は、IHCのTier1の25%を超えてはならない ②米国統合業務に関するFBOのネット信用エクスポージャーの集計値は、FBOの連結ベースの総規制資本の25%を超えてはならない
主要IHCまたは主要FBO	①主要カウンターパーティに対する主要IHCまたは米国統合業務に関するFBOのネット信用エクスポージャーの集計値は、対象会社のTier1の15%を超えてはならない ②その他のカウンターパーティに対する主要IHCまたは米国統合業務に関するFBOのネット信用エクスポージャーの集計値は、対象会社のTier1の25%を超えてはならない

(注) 規則提案に記載されている表を訳出したもの。

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成

FBO に対する SCCL 規則の適用においても米国の対象会社と同様、銀行の連結総資産や海外エクスポージャーの規模によって適格資本ベースが異なる点に留意すべきである。連結総資産 2,500 億ドル未満かつオンバランス海外エクスポージャー100 億ドル未満の IHC または FBO では総株主資本・剰余金が適格資本ベースとなる。総株主資本・剰余金は、IHC の場合にはリスク・ベース規制資本で適用される IHC の総規制資本と Tier2 資本に含まれない ALLL の残高を加えたものとして定義される一方、FBO の場合は FBO の連結ベースの総規制資本として定義される。その他の IHC または FBO の適格資本ベースには、それぞれ IHC の Tier1 資本、FBO の連結ベースの Tier1 資本が用いられる。

また、連結総資産 5,000 億ドル以上の主要 IHC または主要 FBO については、米国の G-SIBs と同様にカウンターパーティが主要カウンターパーティ (G-SIBs、FRB 監督ノンバンク) の場合にはより厳格な SCCL が適用される。規則提案は、ドッド=フランク法 165 条が対象会社の性質や業務範囲、規模、スケール、集中度、相互関連性、業務の混在といった要素に応じて規制の厳格さを増していくことが規定されていることを背景として挙げている。なお、米国の対象会社の場合はより厳格な SCCL は G-SIBs にしか適用されないが、FBO では G-SIBs 以外の連結総資産 5,000 億ドル以上の銀行にも厳格な SCCL が適用される。

2. 信用エクスポージャーの対象範囲

FBO における SCCL 規則の適用については、カウンターパーティの対象範囲は米国の対象会社と同様の適用除外が規定されているが、FBO に関する追加的な適用除外の規定として FBO の母国ソブリンに関しては、リスク・ウェイトの水準にかかわらず規制の対象外の扱いとなっている。一方、ネット信用エクスポージャーの計測については、米国の対象会社に適用されるものと同様の計測方法である⁹。

⁹ ただし、ネット信用エクスポージャーの計測において、適格担保の範囲から IHC の子会社または統合米国業務が発行する証券が除外され、適格プロテクション提供者の範囲から FBO またはその子会社が除外される。

IV. バーゼル委員会の最終規則との比較

FRB が明らかにした SCCL 規則に関する提案と、バーゼル基準とを比べてみると、SCCL 規則はバーゼル基準を踏まえて策定されていることが分かる。例えば、バーゼル基準では大口エクスポージャー規制の枠組みの基本的な特徴として、G-SIBs についてはカウンターパーティが G-SIBs の場合には Tier1 資本の 15%、その他のカウンターパーティの場合には Tier1 資本の 25% という制限が課せられることになっている。SCCL 規則においても対象会社が G-SIBs の場合には、カウンターパーティの違いによってバーゼル基準と同様の取扱いとなっている。

もともと、SCCL 規則は、バーゼル基準との調和を図る一方で、米国独自の措置が講じられている点に留意する必要がある。その主なものとして以下の点が挙げられる。

- 連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンクを対象として厳格なプルデンス基準を適用するドッド＝フランク法 165 条を根拠としていることから、連結総資産 500 億ドル未満の銀行には SCCL 規則は適用されないこと
- 対象会社のカテゴリーが 3 つに分かれており、最も規模の小さいカテゴリーにおいては、資本ベースが Tier1 資本ではなく、米国独自の総株式資本・剰余金で計測されること
- 主要カウンターパーティに FRB 監督ノンバンクが含まれていることから、FRB 監督ノンバンクに指定される保険会社やその他のノンバンク金融会社も厳格な SCCL の対象となること¹⁰。なお、バーゼル委員会は、各国の裁量の下、G-SIBs 以外の SIFIs をカウンターパーティとする場合により厳格な制限を設定することは適当であるとの認識を示している¹¹
- バーゼル基準では、適格 CCP 向けエクスポージャーを対象とするか否かについて最終結論に至っていないが、SCCL 規則は適格 CCP 向けエクスポージャーを対象外としていること
- バーゼル基準はソブリン・エクスポージャーを適用除外としているが、SCCL 規則では 0% 以外のリスク・ウェイトが適用される外国ソブリン・エクスポージャーを規制の対象としていること

V. 今後の留意点

米国の大口エクスポージャー規制としての SCCL 規則は、連結総資産 500 億ドル以上の米国の銀行持株会社に加えて、米国で業務を行う連結総資産 500 億ドル以上の FBO にも適用される。米国に営業拠点を有する日本の銀行は、連結ベースの総資産が 500 億ドルを超

¹⁰ 金融安定監督カウンスル (FSOC) は現在、①AIG、②プルデンシャル、③メットライフ、④GE キャピタルを FRB 監督ノンバンクに指定している。

¹¹ 前掲注 4 を参照。

える場合、IHCやFBOの米国統合業務がSCCL規則の適用を受けることになる。もともと、SCCL規則はバーゼル基準に概ね沿っており、日本でもバーゼル基準を踏まえた大口信用供与等規制の改正が行われれば、日本と米国の間で規制の差はさほど生じないように思われる。ただし、IHCの場合、グローバル連結ベースよりもTier1が小さくなることから、エクスポージャーの制限がより厳しくなることには留意が必要である。

SCCL規則について懸念される点として、バーゼル基準においても同様であるが、G-SIBsがG-SIBsをカウンターパーティとする場合にエクスポージャーの制限がTier1資本の25%から15%に厳格化されることが挙げられる。金融危機の結果、G-SIBsにはインターバンク取引やデリバティブ取引によって相互連関性が生じていることが認識された。相互連関性がシステムミック・リスクの原因になると考えられたことから、大口エクスポージャー規制においてG-SIBs間ではより厳格なエクスポージャーの制限が適用されることになったものである。

より厳格な大口エクスポージャーの制限がG-SIBsに適用されると、G-SIBsはカウンターパーティの分散を図ってエクスポージャーが集中しないようにすることが予想されるが、レポ取引や非集中清算のOTCデリバティブ取引を含め、G-SIBsが主要プレーヤーとなっている市場ではカウンターパーティの分散が難しいかもしれない。そのような場合には、G-SIBsは取引規模を縮小せざるを得ず、ひいては市場流動性に影響が生じることも考えられる。

その点に関して、SCCL規則が適格CCP向けエクスポージャーを規制の対象外としていることは評価できる。金融危機後に進展するOTCデリバティブ市場改革においては、システムミック・リスクの削減の観点から原則としてCCPにおける集中清算が求められている。一方、大口エクスポージャー規制の中でCCP向けエクスポージャーが規制の対象となれば、かえってG-SIBsに非集中清算取引にシフトするインセンティブを与えることが考えられ、G20のコミットメントの下で進められているOTCデリバティブ市場改革の方向性とは逆に向かうことになる。

バーゼル委員会はCCP向けエクスポージャーを規制の対象とするか否かについて2016年中に結論を出すことにしているが、SCCL規則はバーゼル委員会の結論に先駆けてCCP向けエクスポージャーを規制の対象から外すことを提案しており、こうした米国の対応がバーゼル委員会における検討にも影響を与えていくのではないだろうか。